

福祉理論の構想と児童福祉

— 家族機能の重要性として —

本 田 典 子

The Theory of Welfare and Child

by

Noriko Honda

1 福祉理論の視点

マイホーム主義ということばが使われるようになって久しいが、従来の日本の感覚でこれを評するならば、非常に情ない人間ととらえることもしばしばであった。しかし今日では、このような評価が、必ずしも一般的であるとはいえなくなった。社会の発展段階にあって、福祉政策に対する期待を増したとき、人びとは一体それに何を求めたのであろうか。それはまさしく、高度経済成長を背景に強化された合理化によって、急激に増大した人間疎外から、自己を回復したいとの願いではなかったろうか。したがって、こうした動きを機に、マイホーム主義への評価も高まり、ある一方では「大切なこと」と意識される傾向にいたっている。そしてこのことは、家族が果す役割における重要性を、再確認させると同時に、人間と自然との関係に対する関心が、経済成長より福祉重視の動きが、全体社会の流れにもなっている。

さてそこで、家族の役割、機能についての、一般的概念に基づいて^(注1)、家族の機能を検討してみる必要がある。家族の機能は、家族がそれ自体の存続のために、家族成員の諸関係を通してする家族内の機能と、家族とこれをとりまく集団または社会との諸関係を通しての家族外的機能とによる、両者の密接な相互関係によって、社会のおかれている諸条件の差異や、歴史的变化にとともない、系統的に規定されるものである。とくに近代国家にとっての固有の機能とされるものは、性的統制、種の再生産、生計の維持、子の扶養と社会化などのそれである。ここでいう性的統制は、異性間の自由な関係を規制する機能といわれるものである。この機能は、婚姻によって成立した夫婦間で維持され、存続するのであるが、この前提には、当然夫婦愛にねざした信頼関係のもとでの、両者の緊密な共同生活があるものとされる。しかし、近年における開放的な性意識の拡大にとともない、性の統制機能は弱くなっているというのが一般的見解である。いわゆる「望まれぬ子」の誕生問題が、扶養との関係で、この児童の存在をどうとらえるのが問題となろう。つぎに種の再生産は、子の出生が婚姻による性的関係の所産であるとするもので、家族にとっては、子孫の存続または家族の存続の欲求に依るものといえよう。これを対外的側面からみれば、社会は個人の存続のため、社会発展のエネルギー源となる健全な人口の増加を要請するものである。家族における種の再生産機能は、この事情によるまでもなく、家族を社会的に保護することは必然であり、社会的要請の出発点と考えられる。子の健全な育成は、母性の保護に対する社会的保障を必要とするもので、現在のように企業にその責任の大半をゆだねている実態に間

題がある。したがって、種の再生産機能は、国家の政策との関係が密接であるため、家族のニーズを十分把握したものでなければならぬことはいままでもないことである。またつぎの生計の維持においては、家族における経済面の生活が、生産（収入）と消費（支出）といった家計経済で営まれ、家族は家計の共同によって、成員に対する物的安定化の機能を果たすということになる。しかし、家族の経済的機能における生産性の低下は、家族の存続と結合を弱体化し、孤立化させ、家計の共同による物的安定化そのものに不安をいだく状態にあるのではなからうか。したがって、子の物的要求に対する社会的施策も、この点において重要となつてこよう。最後に、子の扶養と社会化については、親子関係からみたところの機能といえる。子を生み、育てることは、原則として、親の共同の任務であり、義務とされている。子の生殖と扶養の過程のなかで、親子の親和関係は維持強化されると考えられる。両親による子の扶養の共同は、親子関係における物的安定化の機能を果たし、同時に親相互の夫婦の統合を深めるものでもある。親の子に対する精神的訓練やしつけなどは、子の社会化の過程で重要なはたらきをもつことはいままでもないことである。このことは、長欠児童や家出少年、そして非行などの原因に、家族関係の不調整という場合が多々あることからいっても、子の扶養と社会化の機能を、児童の側にたつ施策が望まれる。

家族は、人類のもっとも基礎的な集団であり、人間形成の最初の規定者なのである。したがって、家族のもつこれらの機能が縮小化されたけれども、家族以外の社会制度によっては代替しえない特徴をもち、将来にいたっても家族そのものの存在は消滅するものではなからう。そうであるならば、この家族にこそ福祉の配慮を必要とし、求められるものであり、これを中核にすることこそが、これまでの価値の転換を引き起し、より発展的形態としての個別福祉の展開を促進し、意義づけるものである。

ところで、いま一つ福祉理論のアプローチとして、人間性について触れざるをえまい。しかしながら一口に、社会における人間あるいは人間性のあり方について論述することは、非常に至難の業というほかないであろう。とくに現在のわが国のみならず、世界の多くの国々の人間理解の仕方は、ともすると男性中心にしたそれに流れているともいえる。したがって、ここにおいても男性を意識しての人間性の追求になるかもしれない。しかし、一つの理解の仕方としてはいたし方ないといえるのではなからうか。

人間はおよそ自然的存在・生物であり、自他一体化的経験者として社会的存在であり、精神的・自己決定的・自覚的存在者であるといえることはできないのであろうか。だとすれば、社会の発展の方向として、なによりもまずこの特質をいかすもので、より建設的な人間らしい生活を目標に、社会的政策活動を方向づけることでなければならぬ。それにもかかわらず現代社会における産業化、都市化などの実態は、まさに人間性の欠如したなかでの発展といえよう。人間の機械化、男女差別、身障者、老人への配慮不足など、人間疎外の現象が明らかになってきている。極論すれば、社会の発展は、より高度な福祉のアプローチなくしてはありえまい。したがって、福祉視点からの計画化社会こそ、人間の基本的権利である自由・平等を推進しうるのである。

ところで、こうした社会的背景のなかで、社会福祉理論が、どうそれに対応しているかをみるならば、それはいわゆる政策論と、また方法、技術論を重視する技術論とが対立的である一方、社会政策学からの社会保障研究も進められてきている。そして現在では、深まる日本資本主義の構造矛盾とともに、社会保障制度やその他の諸政策の貧困に対応し、行動論的視野にたつミクロ的発想における技術と、マクロ的発想における分析への接点の追求が、また政策論的視野にたつ

ものからは、政策の具体的展開としての社会福祉施設や方法に関し、政策批判の視点を貫く分析の必要が説かれているのである。一番ヶ瀬康子氏は、社会科学的視点にたつて、つまり政策論として展開する場合の要点として、①それがいかなる歴史的条件のもとで、また何を契機として形成され、さらにそれがどのような機能をどの程度にはたしてきたかという歴史研究、②その社会福祉の領域を生み出す基盤となった社会福祉の対象、ことにその基底にある生活問題、社会問題の論理とそれに応ずる政策の位置の追求、③主体すなわち国家独占資本がどのように対応するか、しかもその政策主体と対象との媒体となる具体的な状況での実践（人間であり、同時に国民として権利主体でもある）の主体にはどのような位置・機能があるか、その具体的な方法の展開については、いかなる種類の過程があるかなどの考究が、重要であると述べられている。そしてさらに、社会科学的視点として、運動論、そして日本社会福祉の科学的な現状分析と社会保障研究が必要であることを強調されているのである^(注2)。そこで、社会福祉の位置をさらに明確にするために、社会政策・社会保障・社会福祉の関係を明示しておくことにする。社会福祉の概念にはいくつかのものがあるが、ここでは、実態概念としてとらえることにする。しかしこの場合も、広義・狭義とそれぞれ区別されているので、典型的な福祉国家といわれてきたイギリス、アメリカ、北欧諸国などの国々での一般的用法である、広義の意味でのそれを念頭に入れて理解して行くことにする。それによれば、社会福祉は、「その国における最低限あるいは平均的な福祉が満たされていない個人、家族、グループなどに対する施策一般を意味する。つまり、労働、教育、医療、生活環境など、生活に直接かかわる施策を総合的にとらえ、そのための制度、政策、計画を、体系的に総括したものを意味する」ものであるとしている^(注3)（傍点筆者）。一方社会政策は、階級闘争の結果与えられた譲歩としての、労働者対策を原型とし、現代の国家独占資本主義の段階では、労働者のみならず農民や自営業者も含めた一般国民を対象とする社会保障へそして所得保障を中心とする社会保障とともに、サービスその他生活上の必要の総合的生活保障を自ぎす社会福祉への発展が社会的要求となっている^(注4)。（傍点筆者）この意味に従えば、社会保障は、労働者階級を中心とした、国民諸階層の貧困を緩和する現代社会政策の主要形態であるとともに、それらの人の生活を社会権として国が制度的に保障するものであるといえる。そして、社会福祉は、その両者を抱括的に把握するなかで、さらに福祉の実現をはかろうとするものである。したがって、社会政策・社会保障・社会福祉ともに、究極的には、生活にかかわる諸施策である。社会政策は、労働者対策を中心とする発展的過程のなかで、福祉的要求と接近し、社会保障は、所得の分配政策として、労働者およびその他の人々に、各種の保障を制度化することによって、生活権を認め、社会福祉は、経済的困窮より生ずる社会生活の困難、すなわち社会的不適応（不調整）現象もふくめ、生活全般の問題が対象となり、生活権保障としてあらわれ、とくに社会保障と関連しながら個別的に対面集団的に対応して行くものである。以上のように、三者ともその施策の過程・方法に異なるものがあったとしても、通常国家がその主体の中心であることにはかわりがない。したがって、これらは社会体制上の制約なしには考えることができず、おのずと限界を生ずるものである。社会福祉は、人間の生存を脅かす問題に対処すべく総合的な施策にはちがいないが、それがただちに社会福祉のみの発展によって、その問題に対処できるものとはいえない。社会福祉の対象は、人間の生存にかかわる問題が、国民大衆、勤労者の生活意識、人権思想の発展のなかで、それが一定の政策の対象となったとき、社会福祉の対象となるのであるから、社会政策、社会保障の充実が欠くことのできない相互・連関的關係にある。

したがって、福祉理論の視点は、家族のもつ個有の機能を能動的に発揮させ、社会的存在としての人間そのものの追求のなかで、社会政策、社会保障を充実して行くことこそ、制度的限界を

超越し、新しい福祉観を生み、発展させるものとなりうると考える。

- 注1) 家族の一般概念は、「夫婦を中核としてその近親の血縁者が住居を共にして生活している小集団」(『社会学辞典』「家族」有斐閣, 95頁)であるとした定義によるものである。
- 注2) 一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論』有斐閣双書, 1968, 15頁。
- 注3) 4) 中村優一・吉田久一他編『社会福祉辞典』誠信書房, 1974, 152頁, 157頁。

参 考 文 献

- ・佐々木交賢編『社会学の基礎』杉山書店, 1969。
- ・青山道夫・竹田且他編, 講座『家族』2「家族の構造と機能」弘文堂, 1974。
- ・角田豊・小倉囊二編『現代社会保障小事典』法律文化社, 1974。

2 児童福祉のとらえ方とその意義

社会科学の成立は、資本主義体制の生成と発展とに深い関係があるといわれ、そして、その成立の条件として、主体である人間の側と、その客体である社会の側との双方に革命的变化が起らなければならないと、高島善哉氏は述べておられるが、^(注1)児童福祉研究も、このような経過をもって、多角的方面から研究がなされてきているのである。

今日の社会福祉政策の課題が、家族の役割・機能の変化と家族構成の変化などともない、児童と老人にその施策の焦点が向けられて来ていることに、注目しなければならない幾つかのことがある。なかでも扶養についての問題は、両者に共通する課題としてとりあげることができよう。児童・老人への配慮は、これまでも何らかの方法で援助がなされ、ふるくは奈良時代の『戸令』に、「鰥寡孤独貧窮老疾の不能自立者」として、孤児や老人の救済を謳っているのである。いわゆるこの施与の規定は、弱者への救済措置をとったものであるが、この意味においても、児童は、まさしく弱者として位置づけられてきたといえよう。児童は、心身共に未成熟であるという理由から、一種の社会的ハンディキャップを背負いながら、社会的要請に呼応しつつ、いやがうえにも他に依存せねばならない特質においては、今も昔もかわらぬ児童の状況である。したがって、他への依存(通常は親)から発生するさまざまな問題が、必然的に生ずるものである。多くの場合それは、依存する側と依存される側との複雑な関係から、それぞれの立場のズレによってのものである。そして、両者の確立していない地位にも問題があるが、ともかく児童の活動は、全体社会あるいは親の社会経済的地位と扶養の意志に制約されるという、固有の背景をもっていることである。したがって、夫婦間・親子間が正常に機能している場合には、それ程大きな問題となることはないのであるが、それが破壊にいたった場合、扶養の問題が発生してくるのである。両親ともに死亡もしくは生死不明・蒸発などや親の離婚、もしくは片親の死亡あるいは蒸発などの場合の子の扶養責任、あるいはまた非嫡出子の養育費用の負担の責任、またさらに、両親がそろっていても貧困その他の事情で扶養能力を発揮できない場合等々と、その扶養責任が問われるものとなってくる例である。結果的には、これらの対策として、社会保障問題として受け止められているのが一般的であるといえる。社会政策の分野では、かかる問題に対して、税の控除あるいは生活保護の適用とかによって、国がその生活を扶助するという形態をとっている。かように、児童の扶養に当っては、経済的保障がなによりもまずその基盤として重要なことであるが、それと同時に、それらから分離されている監護教育を、児童福祉の分野において、いかに果たすことができるかを研究していかなければならない。

さて、さきにも述べたように、児童福祉は、児童の生活を脅かす状況があり、それが社会的責

任において解決を要する、社会的な問題であるという認識において成立するものである。児童の生活を脅かす背景は、その時代の社会状況を反映するものである。初期の頃には、生産力の低さからの人口抑制策としての嬰兒殺し、棄児、産業革命の時代には、稼働力として、親の扶養意欲にかかわらず、児童の人間としての生活を疎外されたのであった。また現代では、産業化・都市化による複合的な状況における児童疎外の問題が明らかになっている。かような児童問題が、社会的な問題として認識されるようになった背景には、支配階級＝資本主義体制に貢献する労働力のいない手としての、「有能な国民」を求めたことに始まっている。このような状況下に現われた政策は、教育政策重視であり、1886年の「小学校令」、「中学校令」、「師範学校令」につづいて、93年実業補習学校の設置、さらに99年「実業学校令」などの公布によって、中等教育の拡充に当たったのであるが、これはいずれもこの段階での生業技術の導入、銀行・諸会社・官庁の膨張に対応するという、歪められた方策であった。さらに明白な事実^(注2)は、保育所設置の歴史以前に、幼稚園設立(1876年)が先行したことであり、実に日本人の手によって設立された保育所は、それより十数年後(1890年)^(注3)のことなのである。かような事実は、家族における教育機能の縮小を促したともいえ、経済的な負担とともに、体制による強制力が強化され、児童福祉の理論においても、おのずと体制による限界性理論を導入させることにもなったのである。したがって、児童福祉の発展は、体制の側からの強制力に従ってその内容が規定され、その限界性を無視しえないことは必然であった。だからこそ、この点を放置しては福祉の発展はありえないので、それをかかると論理に対する価値の転換によって、新しい福祉観の必要を生む素地となってくるのではなからうか。児童福祉は、児童の特性ならびにその所属する家族の機能を把握しない限り、それへのアプローチは宇宙論的なものになり、政策としての位置づけを曖昧にしてしまう恐れがある。児童は、次代をになう国民と同時に、その段階では未成熟であり、心身共に発達しつつある若年層であり、全体として一個の生命体であるといえる。そしてこのことが、成人の社会福祉と児童福祉とを、区別する重要なポイントなのである。児童問題は、児童が親の生活に依存することから、家族の問題であり、労働者階級の生活条件の問題であるとしてとらえ、それに対する児童福祉の役割として、単に児童の生活を援助するというだけでなく、生産年令世代としての次代をになうこと^(注4)によって、家族そして民族全体の福祉につながるという、限りない期待がこめられているところに、児童福祉の意義をみいだすのである。

ところで、社会福祉のとらえ方を、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」権利として、さらに「幸福を追求する」権利として、その位置づけを明確にし、それを具体化しようとする動きがあるのと同様に、児童福祉についてもかかる動きがある。これは、すべての児童に等しい社会的配慮がおよぶためには、国家のための児童ではなく、児童は児童たる限りそれ自体価値を有するという立場にたつ考えである。すなわち、児童を権利の主体として、児童福祉を論理的に解明しようとするものである。田代不二男氏は、児童の権利の種類を①健やかに生まれる権利、②健やかに育てられる権利、③正常な家庭生活を受ける権利、④教育を受ける権利、⑤精神および道徳的訓練を受ける権利、⑥レクリエーションを受ける権利として、6つの権利を主張しておられるのである。確かに、こうした権利の具体化によって対処しなければならない問題を明らかにする方法としては、効果的であり認めうるものである。しかし、かかる権利主張は、国民大衆に向けてのものなのか、政府機関へのそれであるかは明らかではない。権利の主張をすることによって、一方では義務を生むというような、反射作用となるのであれば、これもまた問題である。高福祉・高負担という主張が、平然とまかり通る社会において、福祉を権利として実体化するというとらえ方によって、どの程度の福祉が実現できるか、そしてそれがどのような

社会福祉観として発展して行くのかについて、大いに今後の研究が待たれるところといわざるをえない。

児童福祉研究は、以上に述べた如くにさまざまな角度からの研究がなされてきているが、忘れてならないことは、人類・社会の目標とする自由・平等観を超越することのない論理究明の必要性であり、また、これまでの価値構造の転換を試みずしては、体制とのあくなき論争を踏襲するのみということにもなりかねないので、抽象論的・観念論的福祉社会実現構想はさげねばならない。したがって、価値の転換のなかでこそ、これらの方法がいきてくるものとなろう。社会が変化してもなお残る社会的機能に注目し、個人のもつ社会生活上の基本的要求を満たすべく政策としての論を築きあげることが重要である。かかる意味においても、全体社会における福祉計画化社会の意義は大きい。

注1) 高島善哉『社会科学入門』岩波新書、1954。

注2) 東京女子師範学校附属幼稚園がはじまりで、とくに上流階級が対象となったことはいうまでもない。

注3) 赤沢鐘美が新潟に設置。

注4) 児童を将来の生産年令世代として位置づけることは、多少の異議もあるところであろう。出生率の低下等にもない、被生産年令世代の増加は、確かにそのように規定する社会状況が無視することができない。しかしそれが、障害児等の生存を否定するものであったり、一般児童の圧迫になるものであってはならないことを強調して置きたい。とくに社会保障の拡充からいえば、親・国の責任ばかりではなく、企業への将来の貢献ということで、その三者からの扶養義務を負わねばならないのではなからうか。

注5) 田代不二男『児童福祉概説』光生館、1972。

参 考 文 献

- 青山道夫・他編、講座『家族』7、弘文堂、1974。
- 一番ヶ瀬康子・吉田秀夫編『家族問題と社会保障』高文堂出版社、1975。
- 一番ヶ瀬康子『社会福祉は変わる』風媒社、1975。
- 岡村重夫・黒川昭登『家族福祉論』ミネルヴァ書房、1971。